

(仮訳)

ロシア連邦大統領令

燃料エネルギー部門における経済的性格のいくつかの措置について

ロシア連邦の国益の保護を目的とし、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にもとづき、以下を **決定** する：

1. ロシア連邦税法典が改正されるまでの間、以下とすることを定める：

a) ディーゼル燃料と航空用ケロシンおよびその他の成分を混合して得られたディーゼル燃料を、それがロシア連邦税法典第179の7条に定める石油原料精製工程実施者登録証明書を有さず、石油および（または）安定ガスコンデンセートの一次もしくは一次および二次精製工程の実施に必要な生産施設の、所有権にもとづくまたはその他の法的根拠による所有をしていないロシアの組織により生産されたものである場合にはロシア連邦税法典にもとづく物品税課税対象品とは認めない；

b) ロシア連邦税法典第200条第27項に定める K_{DEMP} の値の計算は、自動車用ガソリン等級5のAI-92のロシア連邦における課税期間中の平均卸売価格の、 T_{SABvr} および T_{SDTvr} との差の許容範囲についての条件を適用することなく、所定の手順により行われる。

2. 本令はそれが署名された日を以て発効し、2025年10月1日以降に発生した権利関係に適用され、2026年5月1日まで有効となる。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年10月12日

第724号